

譲渡誓約書（兼 仮譲渡及び正式譲渡契約書）

譲渡者 犬猫保護の会 Everypawdy を甲とし、譲受者（ ）を乙として、甲乙間で以下のとおり動物の所有権の譲渡に関する契約を締結する。

仮式譲渡前（ ）日間をトライアル（お試し飼育）期間とし、甲が乙宅を訪問し該当動物を届けた日よりトライアル期間を開始し、トライアル期間終了後、乙が当該動物の終生飼育を決心した場合、一年間の仮譲渡期間を経て、本誓約書を正式契約書とし、正式譲渡契約を締結するものとする。

仮譲渡期間中は、動物の所有権は甲とするが、動物の育成にかかる医療費を含むすべての費用を乙が負担するものとする。

訪問時、乙の飼育環境が該当動物の飼育にそぐわないものと甲が判断した場合、トライアル及び譲渡契約を締結しない場合があることを承諾する。また、甲がトライアル及び譲渡契約を締結しないと判断した場合でも、交通費等の経費は乙が負担するものとする。

譲渡費用に関しては、当該動物を届けた時点でその全額を一旦甲が預かるものとする。

トライアル開始	年	月	日
トライアル終了	年	月	日

記

第1条（目的）

甲は下記の動物の所有権を本契約書の内容を乙が遵守することを条件に乙に譲渡するものとする。

種類（ ）

生後（ ）年（ ）ヶ月

カラー（ ）

性別（ ）

疾患（ ）

施行済医療内容 ●不妊去勢手術（ ） ●ウイルス検査（ ） ●ワクチン接種（ ）

●ノミダニ駆除（ ）

第2条（譲受人の遵守事項）

乙は、以下の項目について遵守するものとする。

- 該当動物を愛玩動物として生涯育成し、適切な食糧、医療行為、生活環境（衛生管理の徹底、完全室内飼育厳守等）を提供する。
- 該当動物が生後半年に満たない場合等、譲渡前に不妊去勢手術を施術出来なかった場合は、獣医師の判断により手術が不適切な場合を除き、必ず不妊去勢手術を受けさせる。やむを得ず施術出来ない場合は医師の診断書と共に甲に報告し、交配・繁殖を回避すべく、最大限の配慮をする。

3. 殺傷、虐待、保健所への持ち込み、1ヶ月以上の第三者への飼育の委託を行わない。
4. 乙は、所有権の譲渡に際し、別紙に定められた医療費等諸費用を負担するものとする。
5. 乙は、仮譲渡後について、いかなる理由（飼養放棄例：結婚、離婚、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、出産、一家離散、家族死亡、本人死亡、自然災害、該当動物の問題行動や疾患など）をもっても該当動物の飼養放棄はできない。万一該当動物の飼育が困難な事態が起こった場合は、必ず甲に報告しなければならない。
本人による連絡が困難な場合は、必ず緊急連絡先に指定している者を介して甲に報告しなければならないものとする。
6. やむなき事情で飼育が困難となっても、甲に事前の書面もしくは電磁的方法による承諾なく該当動物を遺棄、譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならず、速やかに甲へ飼養放棄の通達をし、その所有権は甲に戻し次の里親への譲渡成立までにかかる費用を全て負担しなくてはならない。尚、譲渡時に甲が受領した費用全てについて返金要求には応じない。
7. 仮譲渡日から1年間の間、1ヶ月に1度、電磁的方法もしくは郵送にて当該動物と撮影日の分かるものが写った写真必ずを送付しなければならない。
8. 当該動物を繁殖に利用しない。当該動物の子供が生まれ、その所有権を第三者に移譲する場合は、一切の金銭を受け取らない。
9. 逃走防止のための管理を怠らない。万一当該動物が逃走し、行方不明になった場合、速やかに甲に連絡をし、警察、保健所、動物愛護センターに届け出る。
10. 当該動物が死亡した場合、速やかに甲に連絡をする。本契約から1年以内に死亡した場合は、獣医発行の死亡診断書を甲に提出する。また、正式譲渡契約後でも死亡に不審な点が見受けられる場合は、乙は法的にその責任を問われる場合があることを承諾する。
11. 住所、連絡先が変更になった場合は、速やかに甲に連絡をする。

第3条（譲渡人の遵守事項）

甲は、以下の項目について遵守するものとする。

1. 乙への所有権の譲渡時の医療費等諸費用の負担に際し、かかる交通費における実費を証明するもの、医療行為を行ったと証明するもの（原本もしくは謄本）と引き換えに乙から費用を受け取る。
2. 本契約日から（ ）日間のトライアル期間において、この期間に乙から甲への所有権の返上要請があれば承諾する。ただし、返還にかかる費用は乙が負担する。
3. 本契約日から30日以内に獣医師による診断により当該動物に事前に伝えられていない疾患が発覚した場合、乙から甲への所有権返上要請があれば承諾する。返還にかかる費用は甲が負担する。
4. 前2項に基づき、乙から所有権返上要請があり、乙が費用の負担をしていた場合、実費を証明するもの、医療行為を行ったと証明するもの引き換えに乙に費用を返却する。ただし、前2項に基づかない返上要請の場合はこの限りではない。
5. 乙から甲へ当該動物の所有権が返上された場合、文書により所有権が返上されたことを記し、乙に提出する。
6. 住所、連絡先が変更になった場合、速やかに乙に連絡する。

第4条（譲渡人の返還請求）

甲は、乙が第2条の事項を遵守していない場合、所有権の返還要求をすることができるものとし、乙はこれに従うものとする。ただし、甲が連絡先の変更連絡を怠り、乙が連絡できない状況となっていた場合はこの限りではない。尚、動物の返還に際し譲渡時に甲が受領した費用全てについて返金要求には応じない。

第5条（有効期間）

本契約の期間は、本契約日から、当該動物の死亡、もしくは乙の所有権の消滅までとする。ただし、死亡診断書の提出が定められている場合はその完了までとする。

第6条（準拠法、合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生する紛争については、甲の所在地の管轄裁判所を第一審合意管轄と定めるものとする。

第7条（協議事項）

本契約に関する疑義または問題が発生した場合、甲乙協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲（譲渡者）

氏名 非営利型一般社団法人 Everypawdy 代表理事 藤岡 和人 ⑩

住所 栃木県那須群那須町高久丙 1147-488

電話番号 080-8747-0044

乙（譲受者）

氏名 ⑩

住所

電話番号

緊急時連絡先

氏名

住所

電話番号

■正式譲渡に関して

トライアル期間終了後、双方合意の場合に一年間の仮譲渡期間を経て正式譲渡となります。

仮譲渡となった時点で、以下の医療費等諸費用のご負担をお願いします。

医療費等諸費用はトライアル開始時に全額ご用意を頂き、一旦お預かり致します。

仮譲渡とならなかった場合は、動物の引取りにかかる交通費を差し引いて、全額返金致します。

医療ケア費	15,000 円(猫の場合)※1
協力金	7,000 円※2
運搬交通費及び駐車場代	3,000 円/件※3

計 25,000 円

- ※1 半年に満たない子猫等、譲渡時に不妊去勢手術を施していない猫の場合の金額となります。
不妊去勢手術をすでに実施している、または譲渡前に当会にて不妊去勢を実施を実施する場合は、雄猫で 15,000 円、雌猫 25,000 円を別途ご負担頂きます。
該当動物が犬の場合、体重等により違ってくるため、個々に提示させて頂きます。
- ※2 協力金とは、譲渡の際にご負担頂くことの出来ない、医療費や活動費に対してのご寄付として計上されます。
- ※3 動物たちのストレス等を最小限に抑える為自動車での移動となります。その為、ご自宅までの交通費を一律でご負担いただきます。長距離(半径 70 km以上)のお届けは別途実費交通費と高速代金をご負担頂く事をご了承ください。